

## クマ類の保護管理の現状

### 1. クマ類の分布域の変動

- 第2回自然環境基礎調査から第6回自然環境基礎調査の25年間にヒグマでは6.5%、ツキノワグマでは5.7%の分布域増加
- ツキノワグマでは、東北地方、中部地方、近畿地方が全国平均値より増加割合が高い

表1 ヒグマとツキノワグマの生息区画(5-kmメッシュ数)(1979年と2003年)

種類	地方	全区画数	生息区画数		生息区画率(%)		生息区画率の変化 (79-03年)
			1978年	2003年	1979年	2003年	
ヒグマ	北海道	4,061	1,962	2,224	48.3	54.8	6.5
ツキノワグマ	東北地方	2,887	1,495	1,787	51.8	61.9	10.1
	関東地方	1,399	316	355	22.6	25.4	2.8
	中部地方	2,800	1,407	1,638	50.3	58.5	8.3
	近畿地方	1,409	294	400	20.9	28.4	7.5
	中国地方	1,447	249	299	17.2	20.7	3.5
	四国地方	921	28	32	3.0	3.5	0.4
	九州地方	2,452	0	0	0	0	0
	ツキノワグマ計	13,315	3,789	4,511	28.5	33.9	5.7

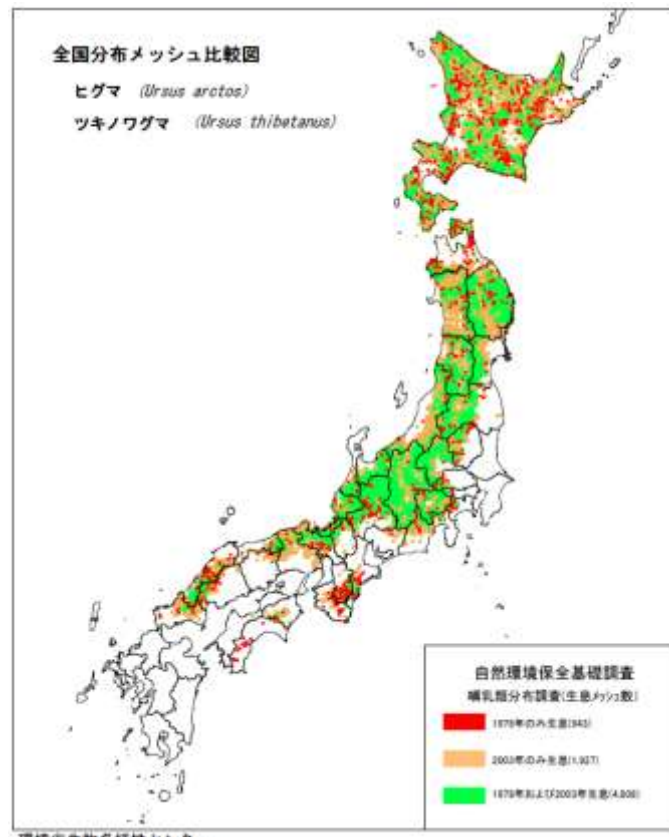


図1 クマ類の分布域の変遷

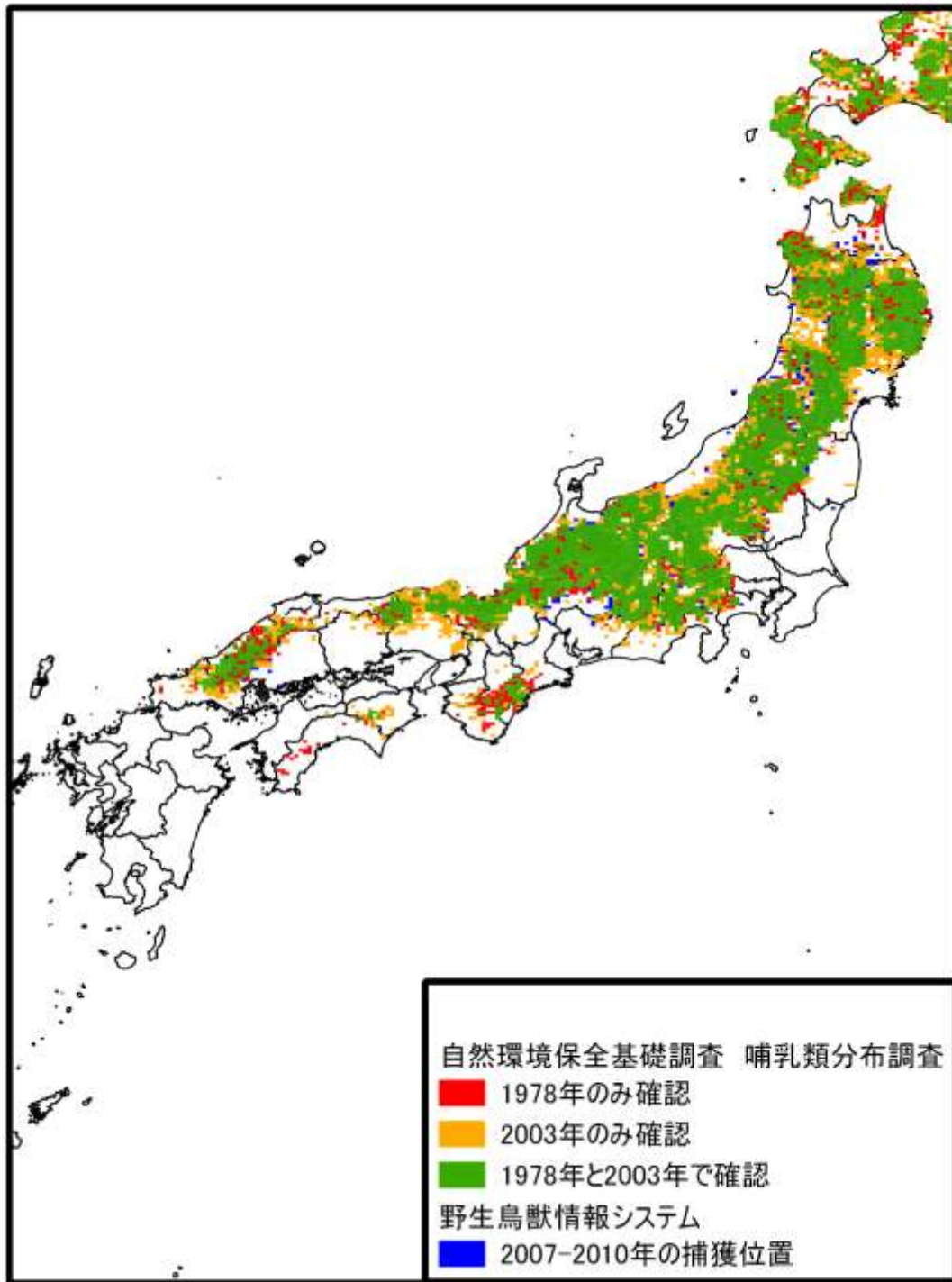


図2 クマ類の分布状況と近年の捕獲位置状況

\*1：自然環境保全基礎調査と野生鳥獣情報システムのデータの収集方法が異なる

\*2：野生鳥獣情報システムは、狩猟、有害鳥獣捕獲および特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲位置情報を収集するツールであるが、そのデータは任意の提出データに基づくものであり、必ずしも分布状況を反映しているものではない

## 2. クマ類による農林業被害の動向

- 農作物被害金額のうち、全体の3割(約77億円)がシカで、クマは約5億円である(図3)。
- 農作物被害量は、1999年度から2004年度までは減少傾向にあったものの2005年度以降は再び増加の傾向を示した(図5)。
- 森林被害については、年度間のばらつきはあるが、1990年度までは減少傾向にあったものが、その後増加傾向を示している(図7)。

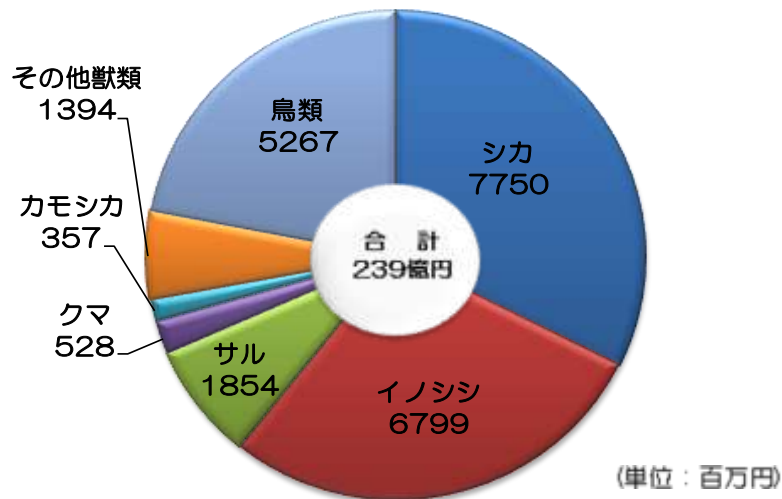


図3 平成22年度 野生鳥獣による農作物被害金額割合

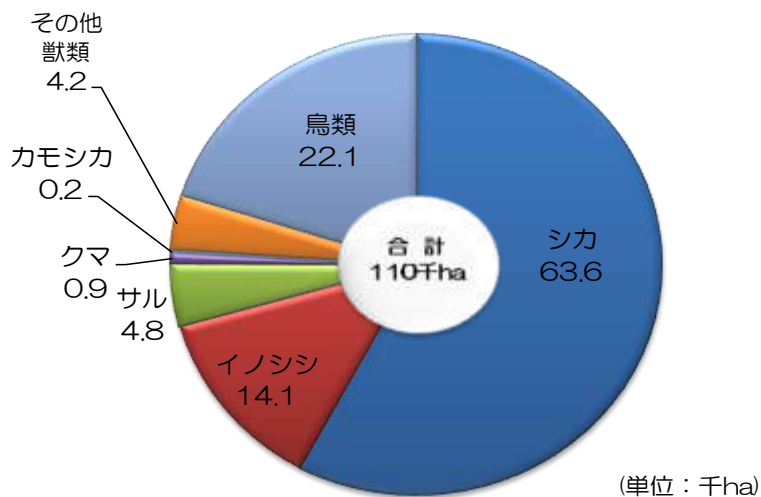


図4 平成22年度 野生鳥獣による農作物被害面積割合

注1：都道府県からの報告による

注2：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

農水省 HP データより作成<sup>1</sup>

<sup>1</sup> [http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h\\_zyokyo2/h22/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_zyokyo2/h22/index.html)

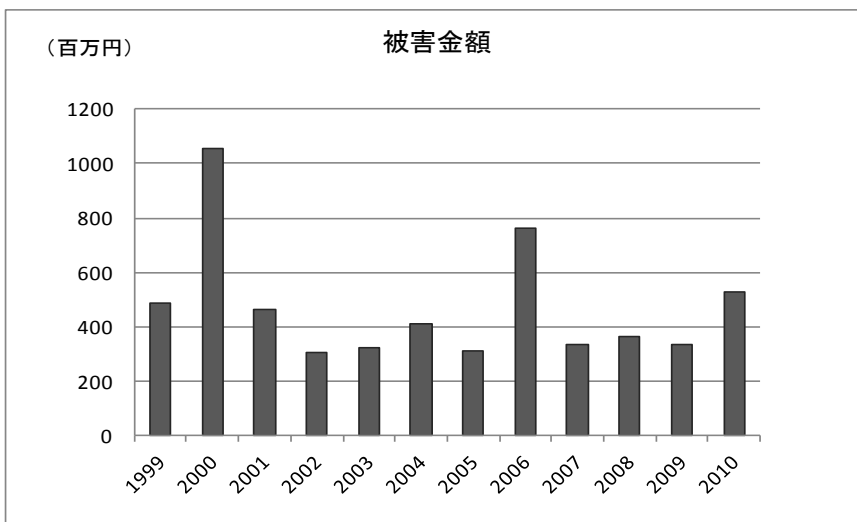
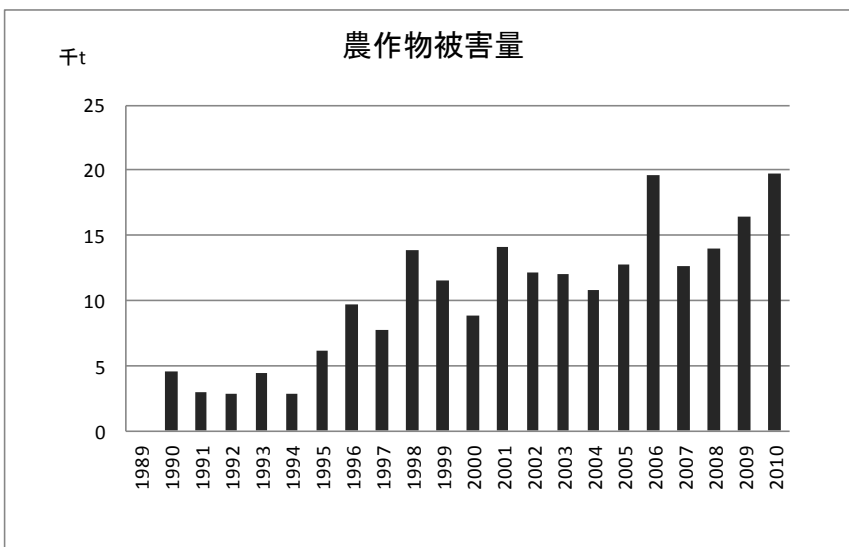
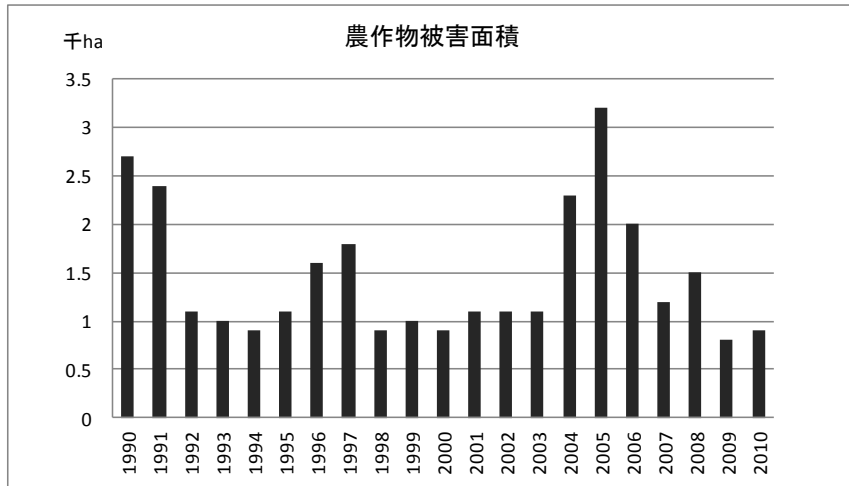


図5 クマによる農作物被害の推移（上：面積、中：量、下：金額）  
農水省 HP データより作成<sup>2</sup>

<sup>2</sup> [http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h\\_zyokyo2/h22/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_zyokyo2/h22/index.html)

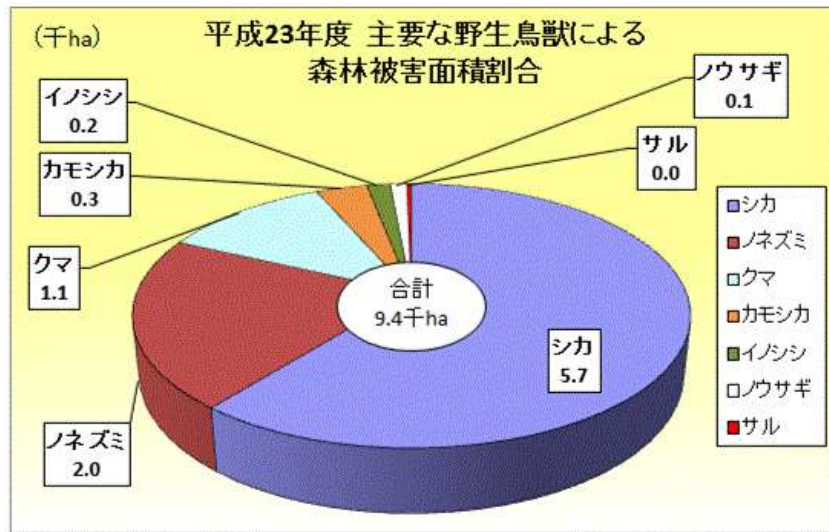


図6 主要な鳥獣による森林被害面積割合  
(林野庁 HP<sup>3</sup>より)

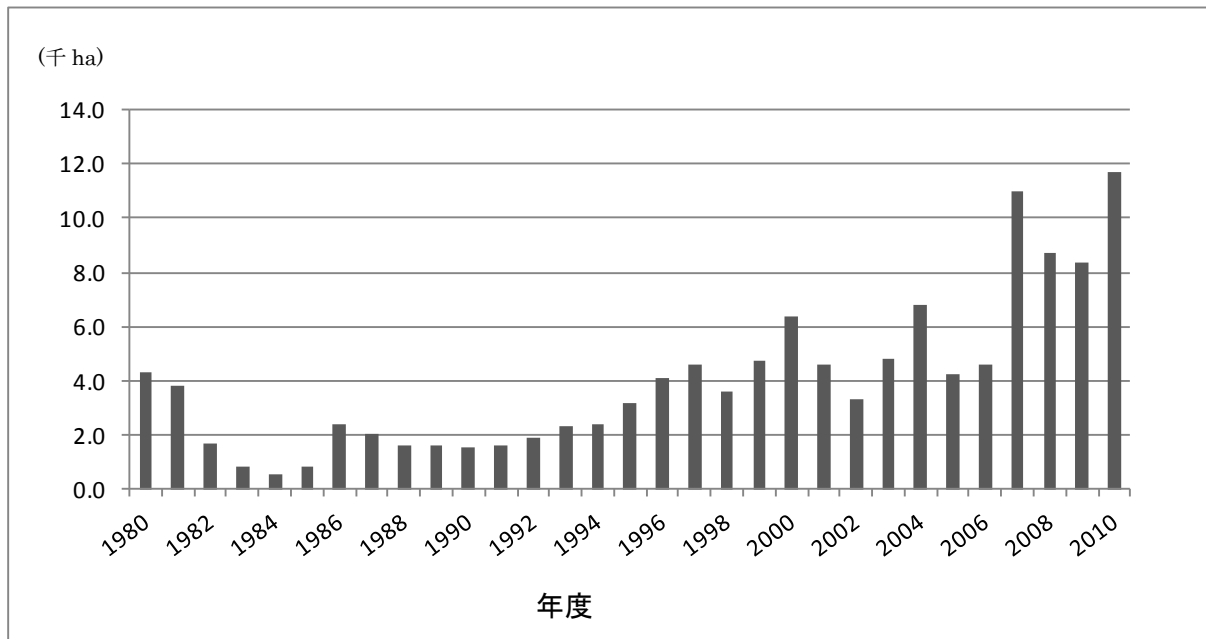


図7 クマによる森林被害面積の推移  
(林野庁 HP<sup>3</sup>より)

<sup>3</sup> <http://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html>

### 3. クマ類に関連する施策

- 特定鳥獣保護管理計画制度が定められる前から、個体数の減少が懸念され「捕獲」を規制する施策がとられてきた。
- 特定鳥獣保護管理計画制度が定められた翌年以降に、徐々に特定計画を策定。
- 2004年の全国的な大量出沒以降、多くの自治体で特定計画を策定。

表2 クマ類に関連する施策に関する年表

年 度	法律改正等	鳥獣保護等の手段		クマ類	
		規制地域の指定、 計画制度等	狩猟免許 制度	クマ類に関する事項	特定計画策定
昭和58 (1983)				狩猟による「はこわな」 を使用してクマ又はヒ グマを捕獲することを 禁止	
平成3 (1991)				絶滅のおそれのある 地域個体群に紀伊半 島、東中国山地、西中 国山地、四国山地、九 州が選定	
平成4 (1992)				狩猟においてクマ及び ヒグマを捕獲する目的 で「くりわな」を使用す ることを禁止猟法とし て追加	
平成6 (1994)				西日本のツキノワグマ 生息地域(紀伊半島・ 西中国・四国・九州の 17県においてツキノワ グマの狩猟禁止。	
平成10 (1998)				絶滅のおそれのある 地域個体群に下北を 追加	
平成11 (1999)	一部改正(地 方分権推進一 括法の制定に 伴う改正)	・特定鳥獣保護管 理計画制度を創設  ・鳥獣保護区等の 設定等に係る都道 府県との役割分担 の明確化、猟区認 可権限の委譲	・狩猟免許 制度を一部 改正(乙種 (装薬銃)免 状による丙 種猟具(空 気銃等)の 使用)		
平成12 (2000)					岡山県
平成14 (2002)	全部改正(条 文のひらがな 書き口語体化)	指定猟法禁止区 域制度の創設	障害者の欠 格条項の見 直し		秋田県、石川県、 長野県

年 度	法律改正等	鳥獣保護等の手段		クマ類	
		規制地域の指定、 計画制度等	狩猟免許 制度	クマ類に関する事項	特定計画策定
平成15 (2003)	施行規則の改 正				岩手県、兵庫県、 島根県、広島県、 山口県
平成16 (2004)			地方税法の 改正により、 狩猟者登録 税と入猟税 が一本化さ れ、狩猟税 (目的税)と なる	大量出没	京都府
平成18 (2006)	一部改正	・休猟区における 狩猟の特例、特定 猟具使用禁止、制 限区域制度の創 設 ・鳥獣保護区の保 全事業制度の創 設	・網猟免許と わな猟免許 の区分 ・入猟者承 認制度の創 設	大量出没	栃木県
平成19 (2007)	一部改正(鳥 獣被害防止特 措法の制定に 伴う改正)	環境大臣及び都道 府県知事による鳥 獣の生息状況等 の調査と活用			鳥取県
平成20 (2008)					滋賀県
平成21 (2009)					山形県、福島県、 福井県、岐阜県
平成22 (2010)				大量出没	宮城県、富山県
平成23 (2011)					新潟県
平成24 (2012)				・大量出没 ・絶滅のおそれのある 地域個体群(LP)より 「九州地方のツキノワ グマ」を削除	群馬県

#### 4. クマ類の捕獲数

- クマ類は狩猟獣であり狩猟の他に、特定計画による数の調整及び有害鳥獣捕獲が行われている
- 2000年以降に人里に大量に出没する現象が頻繁に起きている（ヒグマでは2009年と2011年、ツキノワグマでは2004年、2006年、2010年）
- ヒグマの捕獲数は1960年代には約500頭で推移したがその後減少し、1990年代の年間平均捕獲数は200頭台半ばまで減少した。しかし、捕獲数は1990年代後半から増加し、狩猟と有害捕獲をあわせた2000年代の年平均捕獲数は約400頭となっている
- ツキノワグマの捕獲数は1960年代から増加し、1970年には狩猟と有害捕獲をあわせ2,830頭と、2006年の大量捕獲までは最大の捕獲数を記録した。
- 年間捕獲数は1970年代には2,000頭前後で推移したが、1980年代後半から減少し1990年代半ばには西日本における狩猟禁止や猟友会の狩猟捕獲自粛により、年間1,500頭前後まで低下した。
- その後捕獲数は再び増加し、大量出没—大量捕獲が見られた2004年（H16）と2006年（H18）及び2010年（H22）を入れても、近年は前述のように狩猟と有害捕獲及び数の調整捕獲をあわせ、計2,000前後が捕獲されている
- ツキノワグマでは、2000年になり変動幅が大きくなった

表3 ヒグマとツキノワグマの年代別平均値の捕獲数推移

	1920's	1930's	1940's	1950's	1960's	1970's	1980's	1990's	2000's
北海道	321	286	385	468	550	474	340	258	411
東北	108	186	120	250	336	739	763	644	883
関東	40	60	79	95	91	196	216	174	215
北陸	106	174	158	207	265	464	372	312	361
中部	181	253	225	359	431	716	554	257	248
近畿	61	70	55	96	154	170	150	97	35
中国	15	19	9	20	16	74	84	61	87
四国	5	5	1	1	3	6	1	0	0
九州沖縄	0	1	2	1	0	0	0	0	0
ツキノワグマ計	515	767	649	1,028	1,295	2,365	2,139	1,545	1,946

表4 ヒグマとツキノワグマの年代別変化

	種名	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代
年平均捕獲数	ヒグマ	474	340	258	411
	ツキノワグマ	2,365	2,139	1,545	1,946
変動係数 (CV)	ヒグマ	0.25	0.24	0.22	0.20
	ツキノワグマ	0.15	0.14	0.19	0.54
狩猟比率 (%)	ヒグマ	27.4	37.5	46.2	23.4
	ツキノワグマ	44.7	45.0	39.1	23.9



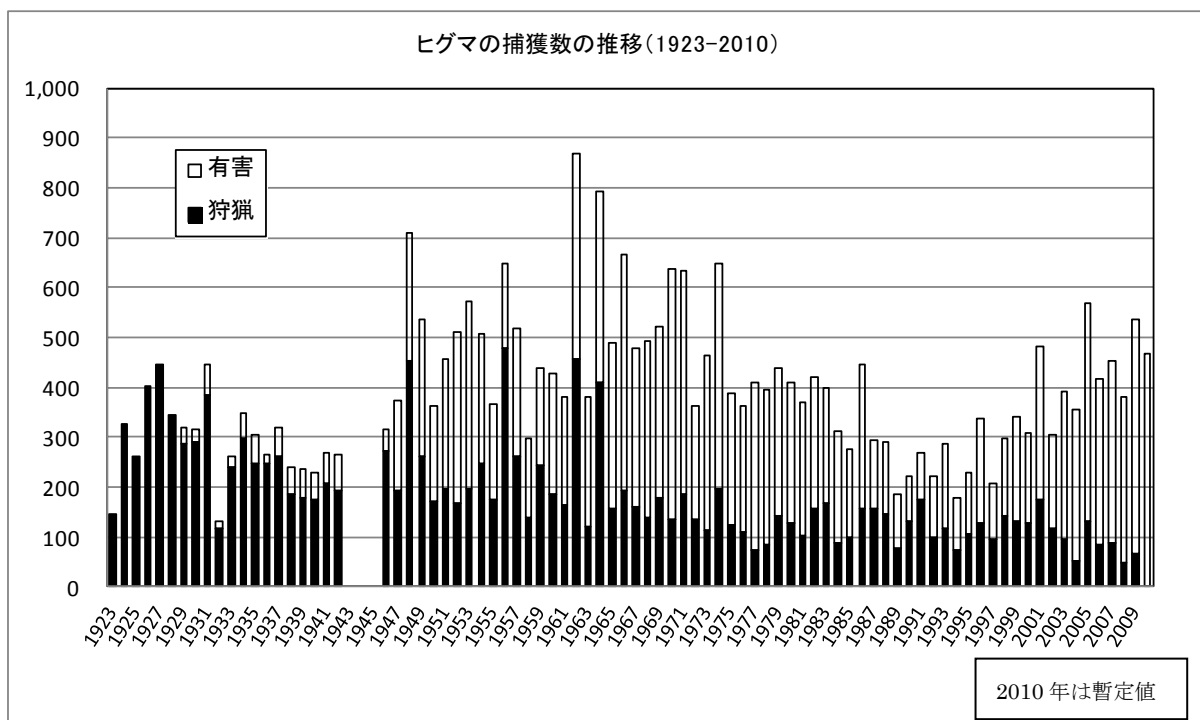


図8 ヒゲマの捕獲数の推移(1923-2010年)  
(環境省生物多様性センター「鳥獣関係統計」<sup>4</sup>より)

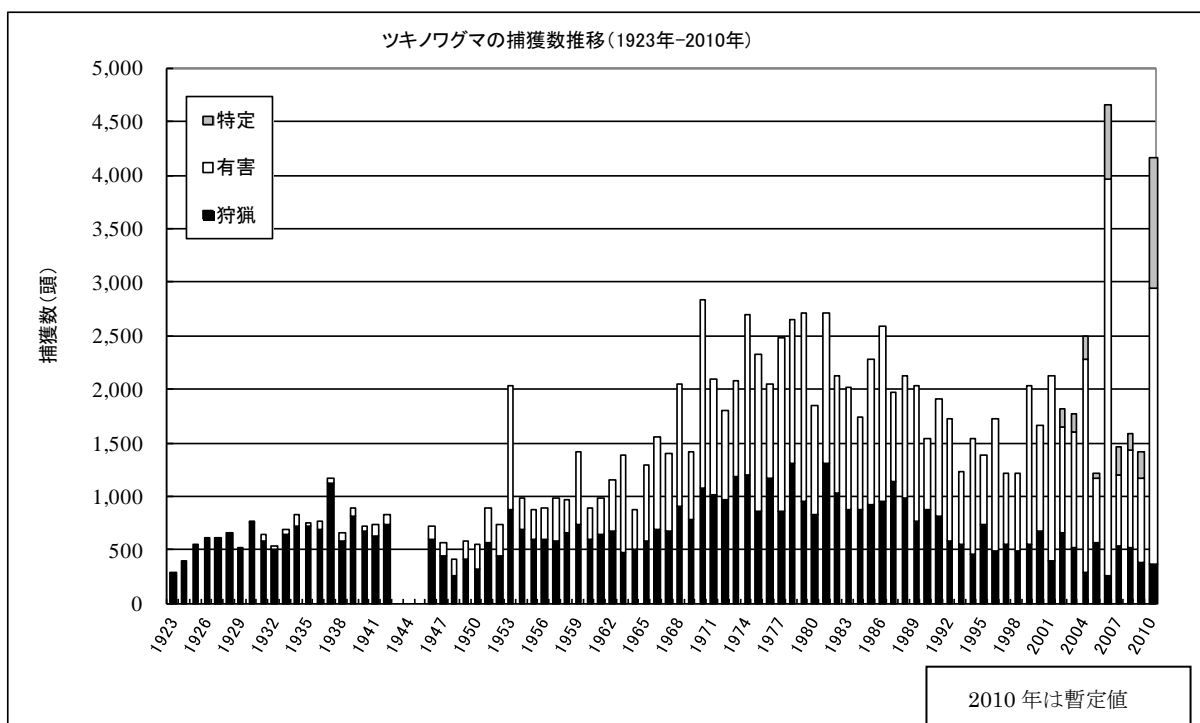


図9 ツキノワグマの捕獲数の推移(1923-2010年)  
(環境省生物多様性センター「鳥獣関係統計」<sup>5</sup>より)

<sup>4</sup> <http://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html>

<sup>5</sup> <http://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html>

## 5. 人身被害状況（環境省発表によるクマ類の人身被害について[速報値]）

- クマ類の被害件数は、捕獲数が多い年に被害件数も多い傾向がある。
- ヒグマで 20 件 24 名、ツキノワグマで 709 件 769 名の方が負傷している
- ツキノワグマでは、大量出没があった 2006（H18）年と 2010（H22）年が 140 件以上記録されている。ヒグマについても 2006（H18）年が多かった。

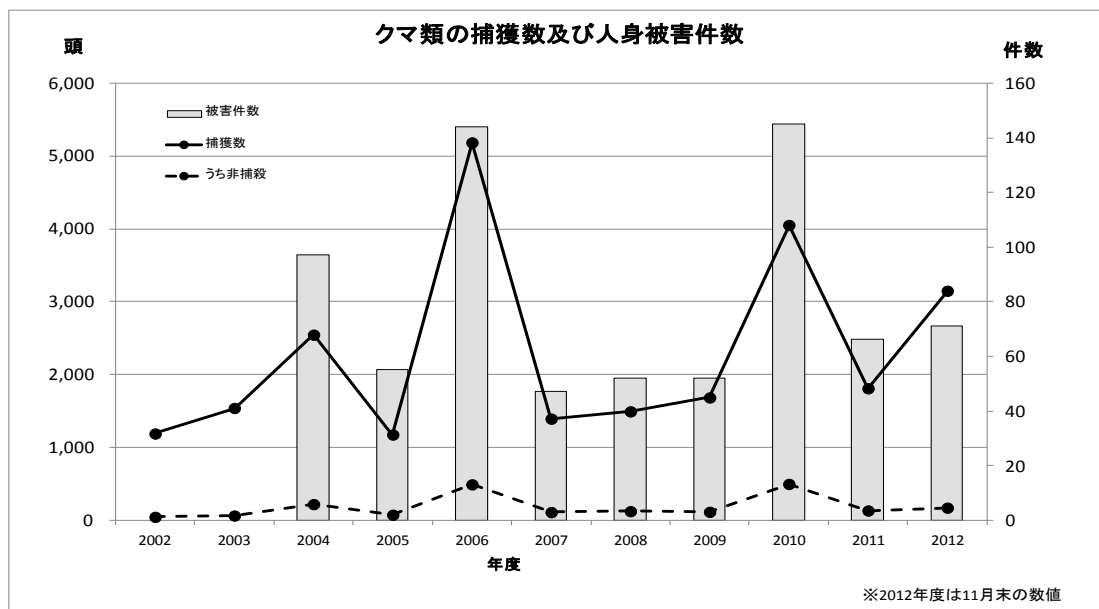


図 10 クマ類の捕獲数及び人身被害件数（2002-2012 年）

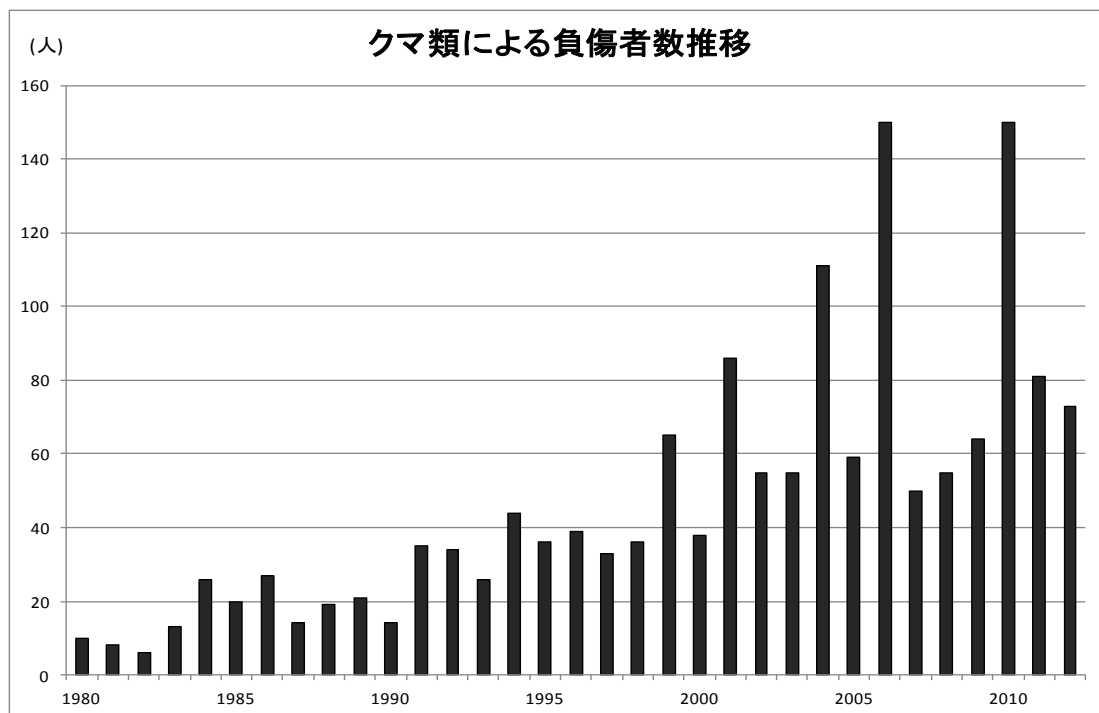


図 11 クマ類による負傷者数の推移（1980-2012 年）

（クマ類出没マニュアル（平成 19 年 3 月）より一部改変）